

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第68回）議事概要

1 日時 平成21年7月28日(火) 16時00分～17時25分

2 場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

坂内 正夫（分科会長）、酒井 善則（分科会長代理）、相澤 彰子、
青木 節子、荒川 薫、伊東 晋、鈴木 陽一、高畑 文雄、徳田 英幸、
服部 武、広崎 膨太郎、村上 輝康

（以上12名）

(2) 専門委員（敬称略）

相田 仁、森川 博之

(3) 事務局

白川情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

(4) 総務省

（情報通信国際戦略局）

河内総括審議官、奥技術政策課長、藤田イノベーション戦略室長

（総合通信基盤局）

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、福岡電気通信事業部長、渡辺電波政策課長、竹内移動通信課長、坂中移動通信課企画官、瀬戸移動通信課推進官、鳥巢衛星移動通信課長、鳥越衛星移動通信課企画官、岡野電波環境課長、田原電気通信技術システム課長

4 議 題

(1) 答申事項

ア. 「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP電話端末等に関する技術的条件及び電気通信事故等に関する事項」に関する一部答申について【平成17年10月31日付け 情報通信審議会諮問第2020号】

審議の結果、本技術的条件について一部答申を行った。

【内容】

本件は、ネットワークのIP化に伴うサービスの進展や社会的動向、重

要度等を勘案し、検討した結果、IP電話端末が具備すべき機能等に関する「IP電話端末等の技術的条件」や、事故と判断すべき品質の低下の考え方等に関する「電気通信事故等に関する事項」について取りまとめたもの。

イ. 「航空無線通信の技術的諸問題」のうち「SSRモードS等の無線設備に関する技術的条件」に関する一部答申について【昭和60年4月23日付け電気通信技術審議会諮問第10号】

審議の結果、本技術的条件について一部答申を行った。

【内容】

航空機の安全運航を確保するために必要不可欠なシステムの一つである航空監視レーダーについて、国際民間航空機関（ICAO）で審議され標準方式・勧告が進んできていること、また、我が国において、平成22年に羽田空港の新滑走路整備が予定されており、これにより、空港面の交通量が増大することが予想されるため、次世代航空監視システムを、早期に導入できるように、その技術的条件について審議を行ったもの。

(2) 諮問事項

ア. 「ITS無線システムの技術的条件」について【諮問第2029号】

総務省より諮問を受けた。

【内容】

地上テレビジョン放送のデジタル化完了後に利用可能となる700MHz帯を用いたITS無線システムについて、2012年7月以降、同システムの速やかな導入を図るため、「ITS無線システムの技術的条件」について諮問されたもの。

イ. 「局所吸収指針の在り方」について【諮問第2030号】及び「携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法」について【平成12年5月22日付け電気通信技術審議会諮問第118号】〈審議開始〉

総務省より諮問を受けた。

【内容】

人体で吸収される電力の比吸収率（SAR）の3GHz以上の周波数での「局所吸収指針の在り方」について諮問されたものであり、あわせて、すでに諮問されている「携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方法」について「人体に対して20cm以内に近接して使用される無線機器」等の測定方法を審議するもの。

(3) 報告事項

ア. 「デジタル新産業創出に向けた研究開発加速化のための産学官連携強

化方策」について【平成21年7月10日付け 情報通信審議会諮問第15号】

総務省より報告があった。

【内容】

ICT 分野における産学官連携の下で研究開発を推進する具体的な方策について、先日（平成21年7月10日）、開催された情報通信審議会総会において、諮問され、当分科会に付託されたもの。

イ. 「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち「CDMA 高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件」について【平成7年7月24日付け 電気通信技術審議会諮問第81号】＜審議開始＞

総務省より報告があった。

【内容】

より高速・大容量な通信を実現し、周波数利用効率の向上を図るための高度化に必要な技術的条件を検討するもの。

(4) 議決事項

「情報通信技術分科会における委員会の設置（平成13年1月17日情報通信審議会情報通信技術分科会決定第3号）の一部改正」について

事務局からの提案を受け、本件について議決した。

【内容】

諮問された案件について調査審議する委員会を整備するために、当分科会の決定を改正したもの。新たに「ITS無線システム委員会」、及び「産学官連携強化委員会」の2委員会を設置し、また、「局所吸収指針測定委員会」を「局所吸収指針委員会」と名称を変更の上、所掌の一部を改正することとなった。なお、「5GHz帯無線アクセスシステム委員会」及び「電波有効利用方策委員会」については、廃止されることとなった。

本会議にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省 情報通信国際戦略局 管理室 調整係 猪飼、中根

電話 03-5253-5957 FAX 03-5253-5945

メール [jyouthousin-singikai <@> soumu.go.jp](mailto:jyouthousin-singikai@soumu.go.jp)

迷惑メール防止対策をしているため、<@>を@に置き換えてください。